

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記1. 中「共同企業体」を「組合（共同企業体を含む。2. (3)において同じ。）」に、「に掲げる取り扱いを行う」を「のとおり取り扱う」に改める。

記2. を次のように改める。

2. 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

記4. (1)中「(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削り、同(2)中「競争契約入札心得」の下に「(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)」を加え、「(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削り、同(3)中「(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削る。

記5. 中「こと。」を「するものとする。」に改める。

附 則

この通達は、平成29年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。

○工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成27年3月6日付け国地契第91号）

改 正 案	現 行
<p data-bbox="302 268 976 296">工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について</p> <p data-bbox="174 336 1093 501">入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。</p> <p data-bbox="622 541 656 569">記</p> <p data-bbox="181 609 338 635">1. 実施事項</p> <p data-bbox="174 643 1093 807">入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（<u>組合（共同企業体を含む。2.（3）において同じ。）</u>）にあつてはその構成員）の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4 <u>のとおり取り扱う</u>ものとする。</p> <p data-bbox="181 847 286 873">2. 基準</p> <p data-bbox="199 880 806 906">以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。</p> <p data-bbox="203 914 365 940">(1) 資本関係</p> <p data-bbox="226 948 696 973">以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p data-bbox="226 1155 1093 1251">① <u>子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）</u>の関係にある場合</p> <p data-bbox="226 1259 929 1284">② <u>親会社等</u>を同じくする子会社<u>等</u>同士の関係にある場合</p> <p data-bbox="203 1324 365 1350">(2) 人的関係</p> <p data-bbox="203 1358 1093 1422">以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（<u>会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定</u></p>	<p data-bbox="1261 268 1935 296">工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について</p> <p data-bbox="1133 336 2051 501">入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。</p> <p data-bbox="1581 541 1615 569">記</p> <p data-bbox="1140 609 1296 635">1. 実施事項</p> <p data-bbox="1133 643 2051 807">入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者（<u>共同企業体</u>にあつてはその構成員）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4 <u>に掲げる取り扱いを行う</u>ものとする。</p> <p data-bbox="1140 847 1245 873">2. 基準</p> <p data-bbox="1158 880 1765 906">以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。</p> <p data-bbox="1162 914 1323 940">(1) 資本関係</p> <p data-bbox="1158 948 2051 1150">以下のいずれかに該当する二者の場合。<u>ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。</u></p> <p data-bbox="1180 1158 2022 1219">① <u>親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合</u></p> <p data-bbox="1180 1259 1832 1284">② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p data-bbox="1162 1324 1323 1350">(2) 人的関係</p> <p data-bbox="1158 1358 2051 1422">以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が<u>更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続</u></p>

する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあっては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 工事希望型競争入札

工事希望型競争入札にあっては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者(以下「基準該当者」という。)は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

工事希望型以外の指名競争入札にあっては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。

中の会社等である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあっては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 工事希望型競争入札

工事希望型競争入札にあっては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者(以下「基準該当者」という。)は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

工事希望型以外の指名競争入札にあっては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(2) 工事希望型競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得（「競争契約入札心得について」（平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）の別紙をいう。以下同じ。））第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従前通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

(2) 工事希望型競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする（基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札（基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。